



鳥取県公報

平成 19 年 6 月 12 日 (火)
第 7 8 9 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (515) (福祉保健課) 2 介護保険法施行令による指定調査機関が調査事務を行う事務所の所在地の変更の届出 (516) (長寿社会課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (517) (耕地課) 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (518~520) (森林保全課) 3 建設業法による建設業者の許可の取消し (521) (県土総務課) 5 開発行為に関する工事の完了 (522) (西部総合事務所生活環境局) 5
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (3) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 6

告 示

鳥取県告示第 515 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷 254-1	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷 254-1	平成 19 年 4 月 1 日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷 254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷 254-1	平成 19 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 516 号

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 4 第 2 項の規定に基づき、指定調査機関から調査事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届け出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	調査事務を行う事務所の所在地	変更年月日
財団法人総合健康推進財団	東京都千代田区内神田三丁目 3-4	大阪府大阪市北区中崎西二丁目 2-1	平成 19 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 517 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成19年6月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 518 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字坊谷3081の1、3081の4、3081の5、3081の7から3081の12まで、3081の14、3081の15、3081の23、3081の30、3081の31、3081の33から3081の39まで、3081の44、3081の50、3081の51、3081の108、3081の113、字御陣屋3090の1、字養宗3102、3105、3107の1、3108、3110、3111、字坂ノ谷3113の1、3114の1、3115から3120まで、3121の1、3122、3123、3125から3130まで、3132の1、3132の2、3133、3138の1、3138の2、3140、字屋敷谷3141、3143から3145まで、3148から3157まで、3160から3166まで、3168、3169、3171、3172、字奥内3173、3174の1、3174の3、3175、3176の1、3176の2、3177、字辻西側3178の1、3178の3、3178の4、3179の1、3180、3181の1、3182、3183の1、3184の1、3185の1、字小栗3186の1、3186の6、3186の10、3187の1、3187の5、3187の8、3188の1、3188の2、字二夕股3189の1、3189の6、3189の7、3190、3191の1・3191の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 519 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字西ノ脇1471の5、1472の1、1472の4、1481の2、1481の3、1482から1484まで、1486、1488、字下塚畑1498、字湯谷1520、1523の1、字笹原1532から1534まで、1535の1、1540の2、1541の2、1542、1544、字滝谷1557の1、1557の2、字平磯1850

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭347から351まで、大字陸上字朽木谷奥1604、字二ノ谷口1649の1、字白谷1666の1、1670、1671

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字朽木谷奥1604、字二ノ谷口1649の1、字白谷1666の1、1670、1671

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 520 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町明辺字晩ノ谷682の1から682の22まで、682の34、683の10、字石ヶ平683の11から683の20まで、683の22、字深山本谷684の1から684の60まで、字ワサビ谷685の1、685の13から685の16まで、685の19、字トイシ谷692の1、字山中710の2、710の37、710の38

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 521 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成 19 年 6 月 8 日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社タナカ

西伯郡南部町阿賀 288-1

代表取締役 田中 善照

鳥取県知事許可（特-18）第 1480 号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社タナカの役員が、暴行の罪を犯したことにより、平成 17 年 12 月 22 日、罰金の刑に処せられた。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。

鳥取県告示第 522 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 開発許可の年月日及び番号

平成 14 年 2 月 8 日 鳥取県指令都計 30 第 3423 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡大山町赤坂

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡大山町御来屋 328
大山町長 山口 隆之

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人である勝部不二夫の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第 252 条の 32 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
本 城 慶 光	米子市米原八丁目 14-54	平成 19 年 6 月 5 日から平成 20 年 3 月 31 日 まで
矢 野 年 宏	米子市永江 603	〃

公 告

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)西村 直由の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡八頭町西谷字奥目谷 847 の 1 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 5 月 11 日付鳥取県告示第 433 号)の内容
(告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町西谷字奥目谷 847 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課